

監査基準報告書 550「関連当事者」の改正について

2023年1月12日

日本公認会計士協会

新	旧
<p>監査基準報告書 550</p> <p style="text-align: center;"><b>関連当事者</b></p> <p style="text-align: right;">2011年12月22日 改正 2015年5月29日 改正 2019年6月12日 改正 2021年1月14日 改正 2021年6月8日 改正 2022年10月13日 <u>最終改正</u> 2023年1月12日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第25号)</p> <p>《I 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)</p> <p>《4. 本報告書の目的》</p> <p>8. 本報告書における監査人の目的は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 適用される財務報告の枠組みにおいて関連当事者に関する事項が定められているかどうかにかかわらず、以下のいずれの事項にも資するよう、関連当事者との関係及び関連当事者との取引を十分に理解すること。</p> <p>① 不正による重要な虚偽表示リスクの識別と評価に関連する、関連当事者との関係及び関連当事者との取引から生じる不正リスク要因が存在する場合には、当該要因を認識すること。</p> <p>② 財務諸表が関連当事者との関係及び関連当事者との取引によって影響を受ける場合、入手した監査証拠に基づいて以下のいずれかを判断すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (適正表示の枠組みの場合) 財務諸表において関連当事者に関する適正な表示が行われているかどうか。</li> <li>・ (準拠性の枠組みの場合) 財務諸表の利用者の判断を誤らせないかどうか。</li> </ul> <p>(2) 上記に加え、適用される財務報告の枠組みに関連当事者についての事項が定められている場合</p>	<p>監査基準報告書 550</p> <p style="text-align: center;"><b>関連当事者</b></p> <p style="text-align: right;">2011年12月22日 改正 2015年5月29日 改正 2019年6月12日 改正 2021年1月14日 改正 2021年6月8日 <u>最終改正</u> 2022年10月13日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第25号)</p> <p>《I 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)</p> <p>《4. 本報告書の目的》</p> <p>8. 本報告書における監査人の目的は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 適用される財務報告の枠組みにおいて関連当事者に関する事項が定められているかどうかにかかわらず、以下のいずれの事項にも資するよう、関連当事者との関係及び関連当事者との取引を十分に理解すること</p> <p>① 不正による重要な虚偽表示リスクの識別と評価に関連する、関連当事者との関係及び関連当事者との取引から生じる不正リスク要因が存在する場合には、当該要因を認識すること</p> <p>② 財務諸表が関連当事者との関係及び関連当事者との取引によって影響を受ける場合、入手した監査証拠に基づいて以下のいずれかを判断すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (適正表示の枠組みの場合) 財務諸表において関連当事者に関する適正な表示が行われているかどうか</li> <li>・ (準拠性の枠組みの場合) 財務諸表の利用者の判断を誤らせないかどうか</li> </ul> <p>(2) 上記に加え、適用される財務報告の枠組みに関連当事者についての事項が定められている場合</p>

新	旧
<p>には、当該枠組みに準拠して、関連当事者との関係及び関連当事者との取引が、適切に識別され、処理され、開示されているかどうかについての十分かつ適切な監査証拠を入手すること。</p> <p>(省 略)</p>	<p>には、当該枠組みに準拠して、関連当事者との関係及び関連当事者との取引が、適切に識別され、処理され、開示されているかどうかについての十分かつ適切な監査証拠を入手すること</p> <p>(省 略)</p>
<p>《Ⅱ 要求事項》</p> <p>(省 略)</p>	<p>《Ⅱ 要求事項》</p> <p>(省 略)</p>
<p>《Ⅲ 適用指針》</p> <p>(省 略)</p>	<p>《Ⅲ 適用指針》</p> <p>(省 略)</p>
<p>《3. リスク評価手続とこれに関連する活動》</p>	<p>《3. リスク評価手続とこれに関連する活動》</p>
<p>《(1) 関連当事者との関係及び関連当事者との取引の理解》</p> <p>(省 略)</p>	<p>《(1) 関連当事者との関係及び関連当事者との取引の理解》</p> <p>(省 略)</p>
<p>《識別された関連当事者》(第12項(1)参照)</p> <p>(省 略)</p>	<p>《識別された関連当事者》(第12項(1)参照)</p> <p>(省 略)</p>
<p>A12. グループ監査では、監査基準報告書600「<u>グループ監査における特別な考慮事項</u>」第32項(2)において、<u>グループ監査人に、構成単位の監査人に対してグループ経営者又はグループ監査人によって従来識別されていない関連当事者との関係を適時にコミュニケーションを行うよう要請することを要求している。このような情報は、グループ監査人が関連当事者について経営者に質問を行う際の有益な基礎となる。</u></p> <p>(省 略)</p>	<p>A12. グループ監査では、監査基準報告書600「<u>グループ監査</u>」第39項(5)において、<u>グループ監査チームは、グループ経営者が作成した関連当事者のリスト及びグループ監査チームが把握しているその他の関連当事者に係る情報を、各構成単位の監査人に提供することが要求されている。企業がグループの構成単位である場合、この情報は、関連当事者について構成単位の監査人が経営者に質問を行う際の有益な基礎となる。</u></p> <p>(省 略)</p>
<p>《5. 関連当事者との関係及び関連当事者との取引に伴う重要な虚偽表示リスクへの対応》(第19項参照)</p> <p>(省 略)</p>	<p>《5. 関連当事者との関係及び関連当事者との取引に伴う重要な虚偽表示リスクへの対応》(第19項参照)</p> <p>(省 略)</p>
<p>《(2) 企業の通常の取引過程から外れた関連当事者との重要な取引の識別》</p> <p>《関連当事者との重要な取引の事業上の合理性の評価》(第22項参照)</p>	<p>《(2) 企業の通常の取引過程から外れた関連当事者との重要な取引の識別》</p> <p>《関連当事者との重要な取引の事業上の合理性の評価》(第22項参照)</p>
<p>A37. 企業の通常の取引過程から外れた関連当事者との重要な取引の事業上の合理性を評価するに当たって、監査人は、以下の事項を検討することがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取引が以下に該当するかどうか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 非常に複雑である(例えば、<u>グループ内</u>において複数の取引関係を有する関連当事者間の取引の場合)。</li> <li>－ 契約条件が通常とは異なる(例えば、通常とは異なる価格、金利、保証、返済条件等)。</li> <li>－ 事業上の合理性が欠如している。</li> <li>－ 従来識別されていない関連当事者が関係している。</li> <li>－ 通常とは異なる方法やスキームで処理されている。</li> </ul> </li> <li>・ 経営者が取引の内容や処理を取締役会又は監査役等と協議したかどうか。</li> <li>・ 経営者が、取引の基礎にある経済的側面を適切に考慮するよりも、特定の会計上の取扱いに、よ</li> </ul>	<p>A37. 企業の通常の取引過程から外れた関連当事者との重要な取引の事業上の合理性を評価するに当たって、監査人は、以下の事項を検討することがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取引が以下に該当するかどうか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 非常に複雑である(例えば、<u>連結グループ内</u>において複数の取引関係を有する関連当事者間の取引の場合)。</li> <li>－ 契約条件が通常とは異なる(例えば、通常とは異なる価格、金利、保証、返済条件等)。</li> <li>－ 事業上の合理性が欠如している。</li> <li>－ 従来識別されていない関連当事者が関係している。</li> <li>－ 通常とは異なる方法やスキームで処理されている。</li> </ul> </li> <li>・ 経営者が取引の内容や処理を取締役会又は監査役等と協議したかどうか。</li> <li>・ 経営者が、取引の基礎にある経済的側面を適切に考慮するよりも、特定の会計上の取扱いに、よ</li> </ul>

新	旧
<p>り重点を置いていないかどうか。            経営者の説明が関連当事者との取引の取引条件と著しく矛盾する場合、監査人は、監査基準報告書500「監査証拠」第10項に従って、その他の重要な事項に関する経営者の説明と陳述の信頼性を検討することが要求される。</p> <p>(省 略)</p> <p><b>《IV 適用》</b></p> <p>(省 略)</p> <p>・ <u>本報告書(2023年1月12日)は、2024年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。また、公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所においては、2024年7月1日以後に開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。ただし、それ以前の決算に係る財務諸表の監査及び中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用することを妨げない。その場合、品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」(2022年6月16日)、品質管理基準委員会報告書第2号「監査業務に係る審査」(2022年6月16日)及び監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」(2022年6月16日)と同時に適用する。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>り重点を置いていないかどうか。            経営者の説明が関連当事者との取引の取引条件と著しく矛盾する場合、監査人は、監査基準報告書500「監査証拠」第10項に従って、その他の重要な事項に関する経営者の説明と陳述の信頼性を検討することが要求される。</p> <p>(省 略)</p> <p><b>《IV 適用》</b></p> <p>(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>・ 本報告書(2022年10月13日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。</p> <p>－ 監査基準報告書(序)「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」(2022年7月21日改正)</p> <p>・ 本報告書(2023年1月12日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。</p> <p>－ 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」(2023年1月12日改正)</p> </div> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>・ 本報告書(2022年10月13日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。</p> <p>－ 監査基準報告書(序)「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」(2022年7月21日改正)</p> </div> <p style="text-align: right;">以 上</p>

以 上